

平成26年
第1回
臨時会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議事

月 日 曜日 議 事

5月16日(金)

○議事日程	3
○開 会 (午後2時58分)	
○議員の紹介	7
○議事日程の報告	7
○議席の指定について	7
○議会運営委員会委員長報告	8
○議会運営委員の補欠選任について	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○管理者提出議案の上程 (議案第8号)	10
○提案理由の説明	10
藤 宮 消防長	
○質 疑	11
2番 末 吉 美帆子 議員	11
3番 安 田 義 広 議員	13
○討 論	15
○採 決	15
○管理者提出議案の上程 (議案第9号)	16
○提案理由の説明	16
藤 宮 消防長	
○質 疑	16

2番 末吉美帆子 議員	16
1番 荒川 広 議員	17
○討論	20
○採決	20
○管理者提出議案の上程（議案第10号）	20
○提案理由の説明	20
藤本 管理者	
○質疑	20
○討論	21
○採決	21
○議員派遣の件	21
○管理者挨拶	21
○閉会（午後3時46分）	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第2号

平成26年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を次のように招集する。

平成26年5月7日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 平成26年5月16日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

平成26年第1回臨時会

応招議員

1番	荒川	広	議員	2番	末吉	美帆子	議員
3番	安田	義広	議員	4番	新良	守克	議員
5番	小谷野	剛	議員	6番	栗原	武	議員
7番	石井	幸良	議員	8番	齋藤	忠芳	議員
9番	浜野	好明	議員	10番	西沢	一郎	議員
11番	中村	太	議員	12番	向口	文恵	議員
13番	宮岡	治郎	議員	14番	近藤	常雄	議員
15番	砂長	恒夫	議員	16番	野田	直人	議員

不応招議員

なし

平成26年
第1回
臨時会

埼玉西部消防組合議会会議録1号

平成26年5月16日（金曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議席の指定について
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 議会運営委員の補欠選任について
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 7 会期の決定
 - 8 諸般の報告
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第8号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第9号）
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第10号）
 - 12 議員派遣の件
 - 13 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	荒川 広 議員	2番	末吉 美帆子 議員
3番	安田 義広 議員	4番	新良 守克 議員
5番	小谷野 剛 議員	6番	栗原 武 議員
7番	石井 幸良 議員	8番	齋藤 忠芳 議員
9番	浜野 好明 議員	10番	西沢 一郎 議員
11番	中村 太 議員	12番	向口 文恵 議員
13番	宮岡 治郎 議員	14番	近藤 常雄 議員
15番	砂長 恒夫 議員	16番	野田 直人 議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	仲川幸成	副管理者
大久保勝	副管理者	田中龍夫	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	藤宮直樹	消防長
田島義康	消防局 企画総務部長	橋本賢一	消防局 警防部長
駒井肇	消防局 消防署統括監	森田浩之	消防局 企画総務部 次長兼 企画財政課長
植野豊	消防局 警防部次長兼 予防課長	増島幸夫	消防局警防部 通信指令 センター長兼 指令管理課長
小高繁男	所沢中央 消防署長	江口庸介	所沢東 消防署長
藤川健治	狭山消防署長	竹田光男	入間消防署長
関口崇	飯能日高 消防署長	加藤孝昭	警防部 警防課長
横島和美	警防部 救急課長	皆川利幸	消防局 企画総務部 総務課主幹

午後2時58分開会

出席議員 16名

1番	2番	3番	4番	5番	6番
7番	8番	9番	10番	11番	12番
13番	14番	15番	16番		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消防長	消防局企画総務部長	消防局警防部長
消防局消防署統括監	消防局企画総務部次長兼企画財政課長		
消防局警防部次長兼予防課長	消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長		
所沢中央消防署長	所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長
飯能日高消防署長	警防部警防課長	警防部救急課長	
消防局企画総務部総務課主幹			

◎開会及び開議の宣告

○近藤常雄議長 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○近藤常雄議長 ここで、所沢市、飯能市及び狭山市から消防組合議員に選出されておりました議員に変更がありましたので、御紹介いたします。

まず、西沢議員より挨拶を願います。

○西沢一郎議員 所沢市より選出されました西沢一郎でございます。よろしくお願いいたします。

○近藤常雄議長 次に、中村議員より挨拶を願います。

○中村 太議員 所沢市議会の中村です。よろしくお願いいたします。

○近藤常雄議長 次に、新良議員より挨拶をお願いします。

○新良守克議員 狭山市選出の新良守克です。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤常雄議長 次に、砂長議員より挨拶を願います。

○砂長恒夫議員 こんにちは。3月の定例議会で前加藤議員の後を受けまして飯能市議会から選出されました砂長でございます、よろしくお願いいたします。

○近藤常雄議長 以上で紹介を終わります。

◎議事日程の報告

○近藤常雄議長 本日の議事日程について、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議席の指定について

○近藤常雄議長 日程第1、議席の指定を行います。

議場の場所が変更になったことに伴い、議席を変更したいと思います。

各議員の議席番号と氏名を書記長に朗読させます。

○荒幡書記長 議席表により朗読いたします。

敬称は省略いたします。議席番号、次にお名前を申し上げます。

1番 荒川 広、2番 末吉美帆子、3番 安田義広、4番 新良守克、5番 小谷野剛、6番 栗原 武、7番 石井幸良、8番 齋藤忠芳、9番 浜野好明、10番 西沢一郎、

11番 中村 太、12番 向口文恵、13番 宮岡治郎、14番 近藤常雄、15番 砂長恒夫、16番 野田直人。

以上でございます。

○近藤常雄議長 ただいま朗読したとおり議席を指定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。
ただいま朗読したとおり、議席を決定いたします。

◎日程第2 議会運営委員会委員長報告

○近藤常雄議長 日程第2、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、小谷野議員。

○小谷野 剛議会運営委員会委員長 平成26年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会の議事運営につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず、議会運営委員の補欠選任、続いて、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、条例1件の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

なお、議案第8号の条例に対して議案質疑通告者が2名となっております。

次に、消防救急デジタル無線基地局機器一式の取得について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

議案第9号の財産の取得に対する議案質疑通告者は2名となっております。

続いて、議員派遣の件について採決を願い、本臨時会を終了いたしたいと思っております。

以上、概要を申し上げますが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただきますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○近藤常雄議長 以上で報告を終わります。

◎日程第3 議会運営委員の補欠選任について

○近藤常雄議長 日程第3、議会運営委員の補欠選任についてを議題といたします。

組合議会議員の辞職に伴い、議会運営委員に欠員を生じております。また、開会前に安田議員より議会運営委員を辞任したい旨の申し出があり、本日許可をいたしました。

後任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長において、11番、中村議員、

15番、砂長議員を指名いたしますので、報告いたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○近藤常雄議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

10番 西 沢 一 郎 議員

13番 宮 岡 治 郎 議員

以上2名の方を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○近藤常雄議長 日程第5、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第6 諸般の報告

○近藤常雄議長 日程第6、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組一般会計に係る例月出納検査について、平成26年1月分、2月分、3月分の結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。この写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○荒幡書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第19号

平成26年5月16日

埼玉西部消防組議会

議長 近藤 常雄 様

埼玉西部消防組

管理者 藤本 正人

埼玉西部消防組議会付議事件について

平成26年第1回埼玉西部消防組合臨時会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第 8号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第 9号 消防救急デジタル無線基地局機器一式の取得について

議案第10号 埼玉西部消防組合監査委員の選任について

以上で朗読を終わります。

○**近藤常雄議長** 地方自治法第121条の規定による本臨時会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありますので、これを許します。

藤本管理者。

○**藤本管理者** 本日ここに、平成26年埼玉西部消防組合議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参集いただき、提案いたしました議案について御審議いただきますこと、厚く御礼申し上げます。

先ほど御紹介がありましたとおり、所沢市、飯能市、狭山市の選出議員の改選がありまして、新たに西沢一郎議員、中村 太議員、砂長恒夫議員、新良守克議員が当組合議会議員として御就任いただきました。今後とも当組合の運営に当たりまして格段の御指導御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会の提出議案であります。条例改正、財産の取得、監査委員の選任、以上3件であります。よろしく御審議いただき、御議決、御同意賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○**近藤常雄議長** 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第8号）

○**近藤常雄議長** 日程第7、議案第8号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○**近藤常雄議長** 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○**藤宮消防長** 議案第8号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案書の1ページをご覧ください。

平成25年12月27日に、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正の経緯につきましては、平成25年8月に京都府で発生いたしました福知山花火大会火災を踏まえ、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取り扱いに関する規定を整備したほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成等を義務づけるものでございます。

議案資料1 ページから5 ページまでの新旧対照表をご覧ください。

具体的には、第18条から第22条において、火を使用する器具を祭礼等の催しで使用する場合には、消火器を準備した上で使用することを規定したものでございます。

次に、第42条の2において、消防長は、屋外における祭礼等の催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならないことを規定したこと。また、指定した際の主催者への通知並びに公示の手続に関することを規定したものでございます。

次に、第42条の3において、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わなければならないことを規定したこと。また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに、当該計画を消防署長に提出しなければならないことを規定したものでございます。

次に、第45条第6号において、祭礼等の催しに火気器具を使用する露店等を開設する場合には、消防署長に届け出なければならないことを規定したものでございます。

次に、第49条及び第50条において、改正後の条例第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することを規定したものでございます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

まず、末吉議員。

○末吉美帆子議員 議案第8号について質疑をさせていただきます。

1点目、今、消防法施行令の一部が改正されたことから、埼玉西部消防組合火災予防条例

の一部を改正する条例ということで御説明がありました。この改正がされる前、つまり今現在ですけれども、改正前における屋外の催しへの対応はどのようになっていたのか、お伺いいたします。

それから、2点目、この改正を行うことによって見込まれる効果についてお伺いいたします。

○近藤常雄議長　ただいまの質疑に対し、橋本部長に答弁を求めます。

橋本部長。

○橋本警防部長　末吉議員の議案第8号に関する2点の御質疑にお答え申し上げます。

改正前における屋外の催しへの消防局の対応といたしましては、今回の改正要件と同規模の祭礼、縁日、花火大会等では、催物開催届出書を提出していただき、事前の火災予防の指導及び警戒、警備に当たっております。

平成25年8月に京都府福知山市で発生しました花火大会火災を踏まえまして、総務省消防庁から「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」が通知されまして、消防局でも「多数の観客等が参加する行事」には、積極的に現地に赴き、露店業者等に対しまして、注意喚起を実施していたものでございます。

2点目の御質疑にお答えいたします。

改正による効果についてでございますが、主催者は「指定催しの指定」を受けますと、防火担当者を定めて、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し提出することになります。提出されました催しの計画に基づき、対象火気器具等の使用及び危険物を取り扱う露店、屋台等を把握することで、火災予防上必要な指導を行うことができ、また、火災が発生した場合における消火、通報及び避難に関する初動対応の確認が可能となり、防火管理体制の構築が図られるものでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長　末吉議員。

○末吉美帆子議員　ありがとうございます。

再質疑させていただきます。

この改正案の中ですと、第42条の2の中で、「指定催しの指定」を消防長が別に定める要件に該当するものという文言がありますけれども、具体的にこの指定要件はどのようなものか。また、対象となる催しはどのような催しがあるのか、教えていただきたいと思っております。

○近藤常雄議長　橋本部長。

○橋本警防部長　お答え申し上げます。

「指定催しの指定」の要件につきましては、総務省消防庁では、福知山花火大会と同程度以上の規模の催しを想定しておりますので、屋外での大規模な催しで、1日当たりの人出予

想が10万人以上で、かつ主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しを指定要件と計画しております。

また、「指定催しの指定」の対象となる催しは、所沢市市民フェスティバル、所沢まつり、狭山市入間川七夕まつり及び入間市万燈まつりを予定してございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 末吉議員。

○末吉美帆子議員 そうしますと、「指定催しの指定」の今おっしゃっていただきました消防長が定める要件に満たないけれども、比較的大きな催しも各地で多数行われていると思います。これらの催しには指定催しのような防火担当者や火災予防計画の義務がないわけですが、これらの催しの安全確保への対応についてお伺いいたします。

○近藤常雄議長 橋本部長。

○橋本警防部長 お答え申し上げます。

「指定催しの指定」に該当しない催しへの安全確保につきましては、多数の方の集合する催しに際して、露店等を開設し、対象火気器具等を使用する場合は、「露店等の開設届出書」をあらかじめ消防へ届け出なければならないこととなりますので、開設露店数、消火器の設置状況及び現場責任者等を把握することができます。

消防局としましては、必要に応じて指導をし、火災予防上の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で末吉議員の議案質疑は終了いたしました。

次に、安田議員。

○安田義広議員 それでは、通告書どおりに質疑させていただきます。

火災予防条例第45条の火災とまぎらわしい煙等を発するおそれがある行為等の届出、今、2番議員が最後に質問した流れになるのかもしれませんが、第45条の（6）というのが今度新たに条例の中に加わるということです。第42条関係ですと、先ほど指定催しということで規模などがはっきりしているのですが、この第45条の（6）というのは、その第42条で言う大規模ということでないという意味になるのか。その定義についてまず一つお聞かせいただきたい。

それとあと先ほど橋本警防部長も御答弁なされていましたが、「多数の者の集合する催し」という文言がこの中に入っているんですが、それについてもあわせて意味を教えてくださいたいと思います。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、橋本部長に答弁を求めます。

橋本部長。

○橋本警防部長 安田議員の議案第8号に関する御質疑にお答え申し上げます。

条例第45条第6号の規定は、条例第42条の2の規定で指定する大規模な催しに該当しない規模の催しで、多数の者が集合する催しに際して、露店等で対象火気器具等を使用する場合の届け出について規定したものでございます。

また、「多数の者の集合する催し」の意味につきましては、一時的に一定の場所に多数の者が集合することにより混乱が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しとしまして、祭礼、縁日、花火大会、展示会、地区の夏まつりなどを指すものとして総務省消防庁通知で例示されております。したがって、集合される方の範囲が個人的なつながりにとどまる近親者のバーベキューや幼稚園で父母の方が主催するもちつき大会などは対象外という形で規制をこれからしていくところでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 安田議員。

○安田義広議員 それでは、再質疑ですけれども、よく祭礼とか縁日などでは、例えば警察への届出が必要であったり、食品関係ですと保健所に届出たりとか、そういう届出は多く周知されていると思うんですけれども、理解としては、そういう届出に、さらに消防にも届出なければいけないというような要素が一つふえるというような感覚でとらえていければいいのか、それを2回目にまず一つ伺いたいと思います。

それともう一つですけれども、届出を行うものが誰で、場所はどこに行き、どこで届出の書類が入手できて、そうすると今度消防がどういうふうに対応して、さらにどういう効果というか、現象が起こるのかということをお聞きしたいと思います。

○近藤常雄議長 橋本部長。

○橋本警防部長 お答えします。

「露店等の開設届」ですけれども、多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等の火災予防のための届出でございますので、市民の安全確保に資することということで、警察や保健所と同様の手続と理解していただきたいと思っております。

また、届出者は主催者、当該露店等を開設される方となりますので、消防署、分署または当消防組合のホームページから当該届出書類を用意していただきまして、消防署または分署に提出いただくこととなります。

続きまして、消防の対応と届出による効果でございますけれども、消防の事前指導、それから、火気使用器具などや消火器の適正配置などの現地確認をすることによりまして、火災予防上の安全対策が図られるものと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 安田議員。

○安田義広議員 ありがとうございます。

ということは、かなりこれから今まで普通にやっていたことの中に新たに加わるということ
とを広く知らしめなければいけない要素というのがすごく感じます。その中でも、第49条の
罰則では、第42条に関しては新たに罰則を対応させるんですけれども、第45条に対しては罰
則がなくて、さらに多くの人には知られてなくて、でも届け出なければいけないということ
になりますと、特に先ほど多数が集合する催しで自治会などがやる夏祭り、特に不特定多数
の方が来る場合は届け出なければいけないんですけれども、こういった方に周知ですか、これ、
どうやってしていくのか、非常に大きな課題だと思うのですが、この辺について最後に質疑
させていただきたいと思います。

○近藤常雄議長 橋本部長。

○橋本警防部長 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおりでございます。第45条関係につきましては罰則がございませんので、
届出が徹底されないことも憂慮されます。各地区の自治会等が例年実施しております地区の
夏祭りなどにおきまして、ガスコンロや発電機などの対象火気使用器具等を使用する場合に
は、「露店等の開設届出」や消火器の準備が必要となるため、いわゆる各自治会長の皆さん
に対して、あらゆる機会を通じまして早期にお知らせをして、御理解いただくための手だて
をこれから講じてまいりたいと思っております。

市民の皆様にも、構成市広報誌、消防組合広報誌やホームページの掲載はもとより、自主
防災会等で防災訓練等を通じまして機会をとらえまして周知を図ってまいりたいというふ
うに思っております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で安田議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

反対の方から願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○近藤常雄議長　これより採決いたします。

議案第8号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長　御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8　管理者提出議案の上程（議案第9号）

○近藤常雄議長　日程第8、議案第9号「消防救急デジタル無線基地局機器一式の取得について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○近藤常雄議長　提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長　議案第9号「消防救急デジタル無線基地局機器一式の取得について」提案理由を御説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

消防救急無線のデジタル化につきましては、御案内のとおり、平成25年度に行いました実施設計をもとに、平成26年度から3カ年計画で、鉄塔建設工事、基地局及び移動局の設備等を整備するものでございます。

平成26年度につきましては、鉄塔建設工事と基地局設備の整備を行いますが、基地局整備に必要となります無線装置、ネットワークスイッチ及び電源設備等の機器を購入するものでございます。

なお、議案資料の9ページから11ページまでに機器購入に伴う機器名一覧表、設置場所一覧表、入札一覧表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いします。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長　以上で説明を終わります。

○質　　疑

○近藤常雄議長　これより質疑を願います。

まず、末吉議員。

○末吉美帆子議員　議案第9号について質疑をさせていただきます。

消防救急デジタル無線基地局機器一式の購入ということですが、取得金額が6億4,152万円で、落札率が99.8%ということなんですけれども、この間の実施設計も含めての見積りの経緯について御説明をいただきたいと思います。

○近藤常雄議長　ただいまの質疑に対し、橋本部長に答弁を求めます。

橋本部長。

○橋本警防部長　末吉議員の議案第9号の御質疑にお答え申し上げます。

消防救急デジタル無線基地局整備の見積りの経緯につきましては、平成25年度に実施した消防救急無線のデジタル化に必要な仕様書、整備費の積算及び図書の作成等の実施設計を一般財団法人日本消防設備安全センターへ業務委託し、基地局機器整備に必要な費用の積算をもとに見積もりを行ったものでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長　末吉議員。

○末吉美帆子議員　ありがとうございます。

そうしますと、今回、このデジタル無線を整備することによって得られる主なメリットについて、確認をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○近藤常雄議長　橋本部長。

○橋本警防部長　お答え申し上げます。

無線のメリットについての御質疑ですけれども、デジタル無線の特性から通信の秘匿性が向上することにより、アナログ無線と異なり市販の一般的な無線では傍受できなくなるため、救急車の搬送患者の個人情報や特殊災害時案における秘密情報等の保護強化が図れるなど、消防救急通信の安定した運用が確保されるものでございます。メリットとしまして、通信の品質がよい、通信の秘匿性がある、データ転送もできるというのがメリットでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長　以上で、末吉議員の議案質疑を終了いたします。

次に、荒川議員。

○荒川 広議員　私は、議案第9号から2点お伺いしますが、それぞれ分けて質疑いたします。

まず、1点目は、この資料を見ましても、先ほど話があったように落札率が99.8%、3社が指名に参加しておりますが、今回落札した沖電気工業株式会社が99.8%、三峰無線が予定価格と比較いたしますと103.8%、それから、沖電気カスタマアドテックが101.6%ということで、高い落札率なんですけど、これは多分沖電気の関連会社だと思います。

そこで、まず1点目ですが、耐用年数があると思うんですけれども、耐用年数が経過した際、新たな機器を導入する場合には沖電気工業株式会社以外の業者も含めて入札を行う予定

なのかどうか。まず、これにつき1点お願いします。

○近藤常雄議長　ただいまの質疑に対し、橋本部長に答弁を求めます。

橋本部長。

○橋本警防部長　荒川議員の議案第9号に関する御質疑にお答え申し上げます。

現在使用しております通信システムの更新時期には、指令システムを取り扱う全てのメーカーを対象に、指名競争入札を行う予定でございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長　荒川議員。

○荒川　広議員　一つ確認したいんですけども、沖電気カスタマアドテックというのは沖電気のサービス部門を担っている会社だと思うんです。それから、三峰無線というのは沖電気の代理店だと思うんです。これはいずれにしても関連企業で、どちらかと言えば、沖電気工事株式会社のほうが立場上は上ですよ。ですから、こういう組み合わせにどうしてもなってしまうものなのかどうかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○近藤常雄議長　橋本部長。

○橋本警防部長　お答え申し上げます。

見積もりの3社に対する御質疑ですけれども、私ども指令センターにつきましては、24時間、365日運用をしていかなくてはならない、一時とも欠かせない状況でございます。そのために、前回、入札の結果、沖電気製品を導入して現在運用していますけれども、この3社の今回の指名につきましては、今回デジタル無線を今現在使用している製品につながってはいけない、接続してはいけない、いわゆる技術的な面の心配が非常に大きいわけでございます。それに伴いまして、各メーカーごとにいろいろな技術を持っていて、そういった部分をつなぎ合わせる危険性といいますか、そういった部分を非常に私どもは危惧しております。そのために沖電気の製品に精通した業者さんを今回は指名させていただいた、その結果がこの3社という形でございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長　荒川議員。

○荒川　広議員　この沖電気工業は、合併前は所沢市が沖電気製品を使っていたわけで、飯能、日高のほうは多分富士通だと思うんです。これを一本化するということが沖電気になったわけですから、沖電気製品以外の、例えばNECとか富士通とかというものは合わないわけですね。だから、こうやって関連会社みたいになってしまうということだと思うんです。

これから平成24年から10年後については、沖電気も富士通もNECも、こういうものを指名して競争するというようなことになるということだと思うんですけれども、しかし、10年の間にはまず取りかえなくてはならないものは必ずあるんじゃないか、3年ごととか5年ご

ととか、そういうものについてはお示しいただけますか。

○近藤常雄議長 橋本部長。

○橋本警防部長 荒川議員のいわゆる更新計画に伴う中間的なメンテナンスという部分でございますけれども、御指摘のとおり、10年の中で更新をこれから計画していこうというところなんですけれども、その中にやはりパソコン系、それから、電気製品の耐用年数は5年程度と言われております。その中でこれから整備をしていく中で、今御指摘のとおり、メーカーとのやりとりがございますけれども、今私どもがこれから整備していく中でできるだけそういう部分を担える部分を調査しながら、広い視野で、入札なり、契約なりをしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 続いて、2点目なんですけれども、今回も沖電気製品ということで、その関連業者が、いわゆる3社が指名に参加したわけですね。今、平成26年ですから、これから少なくともあと8年の間にはこういうことが出てくると思うんです。その際に沖電気の関連会社以外の参加というのはいり得ないのかどうか。沖電気関連業者以外の会社も入れないのかどうか、そういう方法はないのかどうかということについて、どうでしょうか。

○近藤常雄議長 荒川議員に申し上げます。質疑は3回までということでございますので。

○荒川 広議員 終わりですか。1つについて3回ということではなく、ひっくるめてやるのですね。

○近藤常雄議長 そうです。

橋本部長に答弁を求めます。

○橋本警防部長 お答え申し上げます。

これから整備するのに、10年と言えば、8年経過した後の関係ですが、先ほども答弁させていただいたとおり、今私どもの持っている資料によりますと、国内に製造メーカー、いわゆる消防のデジタル無線の製造メーカーは6社あると聞き及んでおります。その中でやはり信頼できるメーカーさんを指名させていただいて、指令センターの更新を考えていきたい、現状ではそういうふうと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で、荒川議員の議案質疑を終了いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

反対の方から願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○近藤常雄議長 これより議案第9号「消防救急デジタル無線基地局機器一式の取得について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 管理者提出議案の上程（議案第10号）

○近藤常雄議長 日程第9、議案第10号「埼玉西部消防組合監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、3番、安田議員の退席を求めます。

〔3番（安田義広議員）退場する〕

○近藤常雄議長 議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 議案第10号「埼玉西部消防組合監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

埼玉西部消防組規約第13条第2項の規定に基づき、組合議員のうちから監査委員を1人選任することとされています。

安田議員は、人格高潔にして、経験豊富、消防組合監査委員として適任と存じますので、議会の御同意賜りますよう、地方自治法第196条第1項の規定によりこの案を提出するものであります。

何とぞ御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。
〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○近藤常雄議長 これより採決いたします。

議案第10号「埼玉西部消防組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は同意と決定いたしました。
除斥を解除いたします。

〔3番（安田義広議員）入場する〕

○近藤常雄議長 ただいま監査委員に選任されました安田議員に挨拶をお願いいたします。

○安田義広監査委員 ただいま監査委員の御選任いただきました安田でございます。

これでもかというくらい厳しく監査していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第10 議員派遣の件

○近藤常雄議長 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第162条の規定により、お手元に配付しました一覧表のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣することに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○近藤常雄議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許

します。

藤本管理者。

○藤本管理者 平成26年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、御提案申し上げました3議案について、それぞれ原案どおり可決、御同意賜り厚く御礼申し上げます。

皆様からいただきました御意見につきましては、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、まだまだ昼夜の寒暖差が大きい日もありますので、健康には十分御留意いただき、ますます御健勝にて御活躍されますよう心より御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○近藤常雄議長 これで、付議された事件は全て議了いたしました。会議を閉じます。

これをもって平成26年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

午後3時46分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 荒 幡 憲 作

企画財政課副主幹（書記） 岸 文 隆

企画財政課副主査（書記） 栗 山 秀 晶

企画財政課主査（書記） 沼 井 俊 明

企画財政課主査（書記） 長 岡 修一郎

議 長	近 藤 常 雄
署名議員	西 沢 一 郎
署名議員	宮 岡 治 郎